

令和 6 年度 市民税・県民税申告の手引き

津市

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日の間に生じた所得の申告です。

申告が必要な人

令和 6 年 1 月 1 日現在、津市に住所があり、次に該当する人（確定申告をした人は除きます）

- 1 営業等・農業・不動産・雑（公的年金以外）・一時・配当（上場株式等の配当を除く）などの所得のある人
- 2 給与所得または公的年金等の所得の人で、他に所得のあった人
給与所得または公的年金等の所得以外の所得の合計が 20 万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。
- 3 給与所得のみで、勤務先から津市に給与支払報告書が提出されていない人
- 4 給与所得または公的年金等の所得のみで、源泉徴収票に記載された所得控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更がある人

申告期限

申告が必要な人は令和 6 年 3 月 15 日（金）までに提出してください。

申告をした方がよい人

昨年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみまたは所得のなかった人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、所得（課税）証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定などに必要なため、申告書を提出することをおすすめします。

申告書を提出する際には、申告書表面右側の「前年中に所得のなかった方」の記入欄に昨年中の生活状況等を記入してください。

また、国等が実施する給付金・支援金等の各種手続きをする場合、確定申告が不要な人は、市民税・県民税申告書類の控えが必要になる場合があります。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつその他の所得が 20 万円以下（外国の法令に基づく公的年金等を受け取る場合等を除く）の人は、所得税の確定申告不要（還付申告は可能）になっていますが、公的年金等以外の所得がある場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加（医療費、生命保険料、扶養の追加、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料など納付書または口座振替により納付している社会保険料等）がある場合は市民税・県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないため、それらの控除を受ける場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

申告に必要なもの

- ① 申告書
- ② マイナンバーカード（通知カード）の写し・身分証明書 ※裏表紙をご覧ください。
- ③ 令和 5 年中の所得がわかるもの（例）給与または公的年金等の源泉徴収票、各所得の支払調書、収支内訳書（営業・農業・不動産の収入がある人）
- ④ 各種控除を受ける人は、支払証明書・領収書などの添付書類

～ 目次 ～

申告が必要な人	1
市民税・県民税申告書の提出可否のフローチャート	2
市民税・県民税が課税される人、市民税・県民税の税率	3
所得の種類	4～6
所得控除	7～9
税額控除	10～11
市民税・県民税の計算の流れ、申告書に添付・提示する書類	12
申告書の記入例	13～15
「本人確認書類」の添付、申告書の提出方法	16



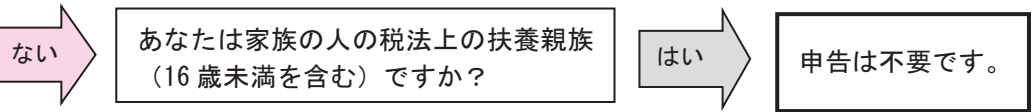
※この手引きは現行法により作成しているため、税法が改正された場合は内容が変わることがあります。
令和 5 年 12 月作成

◆市民税・県民税申告が必要か不要かご確認ください。

この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための一般的な事例ですので、すべてを網羅しているわけではありません。ご不明な場合は、市民税課 (059-229-3130) までお問い合わせください。

スタート

令和5年中に収入がありましたか？（収入のうち上場株式等に係る配当所得等がある方は、10ページ下部をご確認ください）

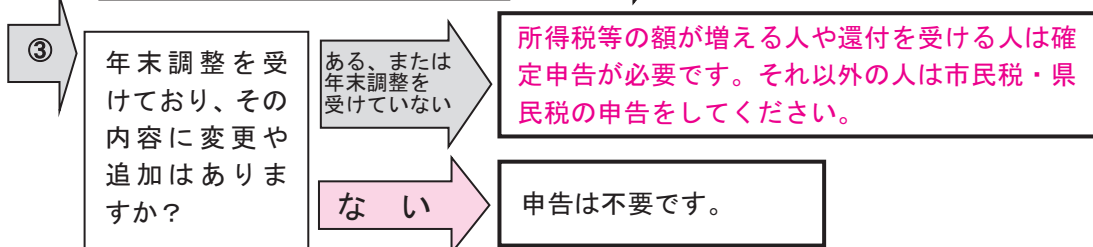
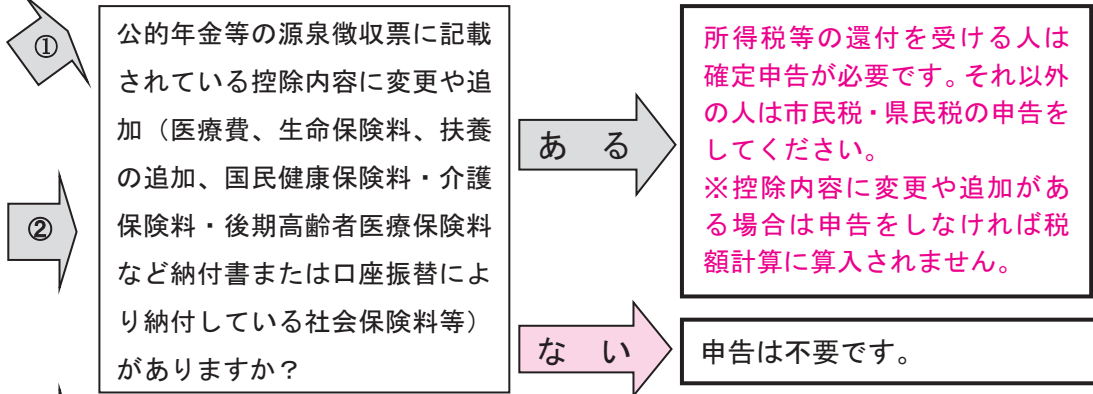


申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定・軽減判定などに必要なため、令和5年中の所得がなくても市民税・県民税の申告をすることをおすすめします。また、国等が実施する給付金・支援金等の各種手続きをする場合、確定申告が不要な人は、市民税・県民税申告書類の控えが必要になる場合があります。

ある

収入の内容は？

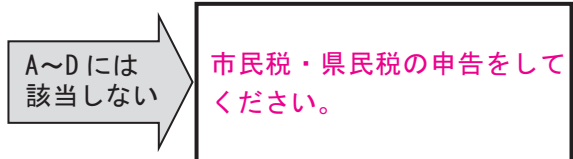
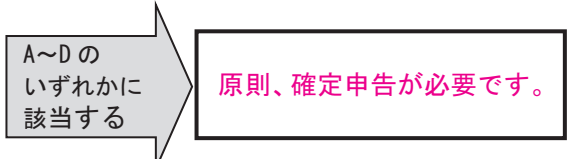
- ① 非課税収入のみ(遺族年金・障害年金・失業給付金など)
- ② 公的年金収入のみで、その合計が400万円以下
- ③ 1カ所からの給与収入のみ
- ④ ①②③以外



④

次のA~Dのいずれかに該当しますか？

- A 1カ所からの給与収入があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- B 2カ所以上からの給与収入があり、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える
- C 公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える
- D 上記A~C以外の方で、令和5年1年間の所得の合計が、所得控除額の合計を超える



市民税・県民税が課税される人

●均等割・所得割の課税基準

令和6年度の市民税・県民税は、令和5年中の所得に応じて均等割および所得割が課税されます。

	扶養親族がいる人	扶養親族がいない人
均等割※6が課税される人	合計所得金額が次の金額を超える場合 315,000円 × (扶養親族数+1) +10万円+189,000円 ※3	合計所得金額が 415,000円 を超える場合 ※1・4
所得割が課税される人	総所得金額等が次の金額を超える場合 350,000円 × (扶養親族数+1) +10万円+320,000円 ※3	総所得金額等が 450,000円 を超える場合 ※2・4

★本人が**ひとり親または寡婦・障害者・未成年者**(平成18年1月3日以降生まれ※5)のいずれかに該当し、かつ合計所得金額が**135万円以下**(給与収入のみの場合204万4千円未満)の人は、市民税・県民税が課税されません。

- ※1 合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除および損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。
- ※2 総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です。(分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を合計します。)
- ※3 平成24年度から年齢16歳未満の者に対する扶養控除が廃止されましたが、均等割・所得割の課税基準を算定する際の扶養親族数には算入されます。令和元年(平成31年)度より同一生計配偶者(8ページの※4)も扶養親族数には算入されます。
- ※4 市民税・県民税が特別徴収されている株式等の譲渡所得・配当所得は原則申告不要ですが、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告した場合は、合計所得金額・総所得金額等に算入されます。
- ※5 民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
- ※6 森林環境税(国税)を含みます。

市民税・県民税の税率

均等割

市民税	3,000円
県民税	2,000円

森林環境税【国税】

均等割と併せて徴収	1,000円
-----------	---------------

所得割【総合課税分】

市民税	6%
県民税	4%

所得割【山林所得分】

税率は総合課税分と同一です。

所得割【分離課税分(土地・建物等を譲渡した場合)】

課税短期譲渡所得	一般分	課税短期譲渡所得金額 × 市民税 5.4%・県民税 3.6%
	軽減分	課税短期譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%
課税長期譲渡所得	一般分	課税長期譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%
	特定分 (優良住宅地等)	課税長期譲渡所得金額 × 市民税 2.4%・県民税 1.6% (2,000万円以下の部分)
		課税長期譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2% (2,000万円超の部分)
軽減分 (居住用で10年以上所有)	課税長期譲渡所得金額 × 市民税 2.4%・県民税 1.6% (6,000万円以下の部分)	
	課税長期譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2% (6,000万円超の部分)	
一般株式等の譲渡		株式等の譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%
上場株式等の譲渡		株式等の譲渡所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%
配当所得(申告分離課税)		配当所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%
先物取引		先物取引所得金額 × 市民税 3%・県民税 2%

森林環境税とは？

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される**国税**であり、市区町村において個人住民税の均等割と併せて一人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間、臨時的に年額1,000円(市民税500円、県民税500円)が引き上げられ、賦課徴収されてきました。この臨時的措置が令和5年度で終了しますが、令和6年度から新たに森林環境税(年額1,000円)が導入されるため、ご負担していただく税額には変更がありません。



	令和5年度まで		令和6年度から
市民税(均等割)	3,500円	→	3,000円
県民税(均等割)	2,500円	→	2,000円
森林環境税			1,000円
合計	6,000円	=	6,000円

所得の種類	内 容	記入のしかた
給 与 源泉徴収票を添付してください。	給与・賞与・俸給・賃金などの所得です。源泉徴収票のない方は、申告書裏面6に勤務先事業所の名称・所在地等を記入し、収入金額がわかるものを添付してください。 ※特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告が必要となります。	収入金額の合計額を力に記入し「給与所得の計算表」により算出した所得金額を⑥に記入してください。

給与所得の計算表（単位：円）（注）給与等の収入額が660万円未満の場合は、給与所得は下記の表にかかわらず所得税法別表第5により求めます。

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額
～550,999	0	1,628,000～1,799,999	収入金額÷4=【A】 (1,000円未満を切り捨て) A×2.4+100,000 A×2.8-80,000 A×3.2-440,000
551,000～1,618,999	収入金額-550,000	1,800,000～3,599,999	
1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	
1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	収入金額×0.9-1,100,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	収入金額-1,950,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000		

雑	① 公的年金等の所得	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
源泉徴収票や支払調書等を添付してください。	恩給や年金の所得です。ただし、遺族年金・障害年金など非課税所得となるものは収入金額に含めないでください。	①	②	③	④
	公的年金等に係る雑所得の計算表	公的年金等に係る雑所得の計算表			
	65歳未満の場合（昭和34年1月2日以降に生まれた人）	65歳未満の場合（昭和34年1月2日以降に生まれた人）			
	65歳以上の場合（昭和34年1月1日以前に生まれた人）	65歳以上の場合（昭和34年1月1日以前に生まれた人）			
	② 業務に係る所得	② 業務に係る所得			
	③ その他の雑所得（①、②以外のもの）	③ その他の雑所得（①、②以外のもの）			
雑所得金額＝①公的年金等の所得 + ②業務に係る所得 + ③その他の雑所得					

公的年金等の収入金額（公的年金を2か所以上からもらっている場合はその合計額）を左の表の①にあてはめて所得を計算します。収入金額の合計を申告書表面のキに記入し、左表より算出した所得金額を⑦に記入してください。

申告書表面の7に必要事項を記入し、表面クに収入、⑧に所得を記入してください。

申告書表面の7に必要事項を記入し、表面ケに収入、所得金額を⑨に記入してください。

所得の種類	内 容	記入のしかた
総合譲渡	自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得です。その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期です。取得費から償却費相応額を引いた金額や譲渡に要した費用は経費になります。特別控除額は、短期・長期あわせて50万円（短期分より使用）または「収入－経費」が50万円以下の場合はその金額です。長期分は特別控除後の2分の1が所得金額になります。ただし、 土地・建物等を譲渡した場合は 、別紙分離課税等用の申告書に記入してください。	申告書裏面の10に収入金額等を記入し、 裏面コ・サ・⑩ の金額を 表面コ・サ・⑩ にそれぞれ記入してください。
短期譲渡所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 長期譲渡所得金額＝(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2		
一時	保険の満期返戻金・懸賞当選金・競艇などの払戻金などの一時的な所得です。その収入を得るために要した掛金などは経費になります。特別控除額は50万円または「収入－経費」が50万円以下の場合はその金額です。特別控除後の2分の1が所得金額になります。	申告書裏面の10に収入金額等を記入し、 裏面シ・⑩ の金額を 表面シ・⑩ にそれぞれ記入してください。
一時所得金額＝(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2		

所得金額調整控除	<p>下記の対象者について、給与所得控除や公的年金等控除の引き下げによる負担増が生じないようにするため、一定の金額を給与所得の金額から差し引く控除です。</p> <p>(1) 給与等の収入が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する人</p> <p>ア 本人が特別障害者に該当する</p> <p>イ 23歳未満の扶養親族(※)を有する</p> <p>ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族(※)を有する</p> <p>(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の金額があり、その所得の合計額が10万円を超える人</p> <p>(※) 16歳未満の扶養親族については扶養控除対象外ですが、扶養親族には該当します。</p> <p>控除額</p> <p>(1) の控除額＝(給与等の収入金額－850万円)×10%</p> <p>収入が1,000万円を超える場合は、1,000万円として計算します。</p> <p>例：収入が1,500万円の場合</p> <p>所得金額調整控除＝(1,000万円－850万円)×10%＝15万円</p> <p>(2) の控除額＝給与所得(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円)－10万円</p> <p>例：給与所得が50万円、公的年金等に係る雑所得が5万円の場合</p> <p>所得金額調整控除＝10万円＋5万円－10万円＝5万円</p> <p>つまり、給与所得は50万円－5万円＝45万円となります。</p> <p>(1)と(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)を適用します。</p>	<p>(1)に該当する人は申告書裏面の16に必要事項を記入してください。</p> <p>(2)に該当する人は記載の必要はありません。</p>
----------	---	--

所得から差し引かれる金額（所得控除額）

控除の種類	内 容	記入のしかた																																																				
社会保険料控除 <small>（領収書等控除証明書が必要）</small>	あなたやあなたと生計を一にする親族の負担すべき 国民健康保険料（税）・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 ・その他の社会保険料を支払った場合に受けられる控除です。 控除額 ：支払った社会保険料の合計額 *生計を一にする配偶者その他親族の年金から天引きされている保険料は、あなたの控除になりません。	それぞれの保険料の支払い金額を④に記入し、その合計額を⑬に記入してください。																																																				
小規模企業共済等掛金控除 <small>（支払証明書が必要）</small>	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に受けられる控除です。 控除額 ：支払った掛金の合計掛金	支払い金額を⑭に記入してください。																																																				
生命保険料控除 <small>（控除証明書が必要）</small>	受取人の全てをあなたまたはあなたの配偶者や親族とする一般の生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約等に基づく保険料をあなたが支払った場合に受けられる控除です。 控除額 ：下表に基づいて算出した合計額 *平成24年1月1日以降の契約は新制度契約として計算 *生命保険料控除の限度額は70,000円です。一般の生命保険と個人年金保険については、新制度のみ、旧制度のみ、新・旧制度併用のいずれか多い控除を受けることができます。ただし、新制度のみ、または、新・旧制度併用の場合の限度額は28,000円です。	それぞれの保険料の支払い金額の合計を⑮に記入し、左記計算式で算出した「た」の額を⑯に記入してください。（保険料の区分は、保険会社等が発行する控除証明書にその控除区分が表示されています。）																																																				
<table border="1"> <tr> <td>あ：一般の新生命保険料の支払額の合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>い：一般の旧生命保険料の支払額の合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>う：新個人年金保険料の支払額の合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>え：旧個人年金保険料の支払額の合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>お：介護医療保険料の支払額の合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>か：あを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>き：いを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>く：か+き（限度額28,000円）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>け：き・くのいずれか多い額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>こ：うを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>さ：えを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>し：こ+さ（限度額28,000円）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>す：さ・しのいずれか多い額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>せ：おを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>そ：合計金額「け+す+せ」</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>た：70,000円と「そ」のいずれか少ない額</td> <td>円</td> </tr> </table>		あ：一般の新生命保険料の支払額の合計	円	い：一般の旧生命保険料の支払額の合計	円	う：新個人年金保険料の支払額の合計	円	え：旧個人年金保険料の支払額の合計	円	お：介護医療保険料の支払額の合計	円	か：あを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円	き：いを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額	円	く：か+き（限度額28,000円）	円	け：き・くのいずれか多い額	円	こ：うを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円	さ：えを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額	円	し：こ+さ（限度額28,000円）	円	す：さ・しのいずれか多い額	円	せ：おを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円	そ：合計金額「け+す+せ」	円	た：70,000円と「そ」のいずれか少ない額	円	<p>【Ⅰ】新制度（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）</p> <table border="1"> <tr> <th>「あ」または「う」または「お」の額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>『「あ」または「う」または「お」の額』の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>『「あ」または「う」または「お」の額』×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>『「あ」または「う」または「お」の額』×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </table> <p>【Ⅱ】旧制度（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）</p> <table border="1"> <tr> <th>「い」または「え」の額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>『「い」または「え」の額』の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>『「い」または「え」の額』×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>『「い」または「え」の額』×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </table>	「あ」または「う」または「お」の額	控除額	12,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』の全額	12,000円超 32,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』×1/4+14,000円	56,000円超	一律 28,000円	「い」または「え」の額	控除額	15,000円以下	『「い」または「え」の額』の全額	15,000円超 40,000円以下	『「い」または「え」の額』×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	『「い」または「え」の額』×1/4+17,500円	70,000円超	一律 35,000円
あ：一般の新生命保険料の支払額の合計	円																																																					
い：一般の旧生命保険料の支払額の合計	円																																																					
う：新個人年金保険料の支払額の合計	円																																																					
え：旧個人年金保険料の支払額の合計	円																																																					
お：介護医療保険料の支払額の合計	円																																																					
か：あを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円																																																					
き：いを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額	円																																																					
く：か+き（限度額28,000円）	円																																																					
け：き・くのいずれか多い額	円																																																					
こ：うを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円																																																					
さ：えを右表【Ⅱ】に当てはめ算出した額	円																																																					
し：こ+さ（限度額28,000円）	円																																																					
す：さ・しのいずれか多い額	円																																																					
せ：おを右表【Ⅰ】に当てはめ算出した額	円																																																					
そ：合計金額「け+す+せ」	円																																																					
た：70,000円と「そ」のいずれか少ない額	円																																																					
「あ」または「う」または「お」の額	控除額																																																					
12,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』の全額																																																					
12,000円超 32,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』×1/2+6,000円																																																					
32,000円超 56,000円以下	『「あ」または「う」または「お」の額』×1/4+14,000円																																																					
56,000円超	一律 28,000円																																																					
「い」または「え」の額	控除額																																																					
15,000円以下	『「い」または「え」の額』の全額																																																					
15,000円超 40,000円以下	『「い」または「え」の額』×1/2+7,500円																																																					
40,000円超 70,000円以下	『「い」または「え」の額』×1/4+17,500円																																																					
70,000円超	一律 35,000円																																																					
地震保険料控除 <small>（控除証明書が必要）</small>	居住用家屋・生活用動産（住宅・マンション・家財など）を対象とした損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料（地震保険料）を支払った場合に受けられる控除です。 控除額 <table border="1"> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払保険料金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>(1)地震保険料のみ</td> <td>支払保険料の1/2</td> <td>限度額25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)長期損害保険料のみ</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3)地震保険料と長期損害保険料の両方の契約がある場合※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)+(2)の合計額</td> <td>限度額25,000円</td> </tr> </table> ※一つの契約でいずれにも該当するときは、どちらか有利な方を選択	保険料の区分	支払保険料金額	控除額	(1)地震保険料のみ	支払保険料の1/2	限度額25,000円	(2)長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	一律10,000円	(3)地震保険料と長期損害保険料の両方の契約がある場合※			(1)+(2)の合計額		限度額25,000円	それぞれの保険料の支払い金額の合計を⑰に記入し、左記計算式で算出した額を⑱に記入してください。																																	
保険料の区分	支払保険料金額	控除額																																																				
(1)地震保険料のみ	支払保険料の1/2	限度額25,000円																																																				
(2)長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料の全額																																																				
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																																																				
	15,000円超	一律10,000円																																																				
(3)地震保険料と長期損害保険料の両方の契約がある場合※																																																						
(1)+(2)の合計額		限度額25,000円																																																				
障害者控除 <small>（各種障害者や認定書の添付または提示が必要）</small>	あなたやあなたの控除対象配偶者、同一生計配偶者（8ページの※4）または扶養親族が障害者である場合に受けられる控除です。 控除額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者または扶養親族（1人につき）</th> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td></td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人）</td> <td></td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td>530,000円</td> </tr> </table> ※障害者には、精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が障害者または特別障害者に準ずるものとして市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人も含まれます。この場合、障害者控除対象者認定書が必要です。	区分	本人	同一生計配偶者または扶養親族（1人につき）	障害者		260,000円	特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人）		300,000円	同居特別障害者		530,000円	⑰に該当する扶養親族の氏名・障害の程度などを記入してください。（本人の場合は、「本人」で可。同居・別居のチェックも不要です。） 控除額を⑲に記入してください。																																								
区分	本人	同一生計配偶者または扶養親族（1人につき）																																																				
障害者		260,000円																																																				
特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人）		300,000円																																																				
同居特別障害者		530,000円																																																				

9ページの
※1

控除の種類	内 容			記入のしかた	
ひとり親控除 ・ 寡婦控除 9ページの ※1	あなたが寡婦またはひとり親に該当する場合受けられる控除です。 併用はできません。				
	区分	要件	控除額	㉔の該当する控除・区分の欄にチェックし(☑)、控除額を⑩に記入してください。	
ひとり親控除	現に婚姻していない人または配偶者が生死不明などの人で、次の①～③のいずれにも該当する人 ① 合計所得金額が500万円以下 ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)がいる ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない(※3)	300,000円			
寡婦控除	上記の「ひとり親」に該当しない人で、次の①～③のいずれにも該当する人 ① 合計所得金額が500万円以下 ② 次のいずれかに該当する人 ・夫と死別した後婚姻をしていないまたは夫が生死不明などの人 ・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族(※2)を有する人 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない(※3)	260,000円			
※は欄外に記載してあります。					
勤労学生控除 (在学証明書等が必要) 9ページの※1	あなたが大学・高等学校・専修学校などの学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得の合計額が10万円以下の場合に受けられる控除です。 控除額 260,000円			㉔の該当する控除の欄にチェックし(☑)、学校名を記入し、控除額を⑩に記入してください。	
配偶者控除 9ページの ※1・2	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられる控除です。納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者(※4)」として扶養の人数に含まれます。				
		配偶者控除の控除額			
	納税者本人の合計所得金額 900万円以下 (給与収入が1,095万円以下)	納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下 (給与収入が1,095万円超 1,145万円以下)	納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下 (給与収入が1,145万円超 1,195万円以下)	㉔に配偶者の氏名、生年月日、マイナンバーを記入し、控除額は㉔に記入してください。「同一生計配偶者」に該当する場合はチェック☑してください。	
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円		
老人の配偶者(※5)	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除 9ページの ※1・2	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて受けられる控除です。				
		配偶者特別控除の控除額			
	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額 900万円以下	納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下	納税者本人の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	㉔に配偶者の氏名、生年月日、前年の合計所得金額、マイナンバーを記入してください。控除額を㉔に記入してください。
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円	0円	0円		

※1 他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除きます。

※2 合計所得金額48万円以下で他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除きます。

※3 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外です。

※4 「同一生計配偶者」とは納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)のうち、合計所得金額が48万円以下である人。

※5 その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人。(昭和29年1月1日以前生まれの人)

控除の種類	内 容	記入のしかた		
扶 養 控 除 ※1・2	あなたと生計を一にする配偶者を除く親族のうち合計所得金額が48万円以下の者を有する場合に受けられる控除です。その親族の年齢などにより控除額が異なります。 控除額	⑤に扶養する親族の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。(控除額は左記を参照) 16歳未満の扶養親族は申告書⑥の欄に記入してください。 控除額の合計額を⑦に記入してください。 源泉徴収票と同一内容であれば、④にチェックしてください。		
	一般の控除対象扶養親族		昭和29年1月2日～平成13年1月1日・平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの人	330,000円
	特定扶養親族		平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人	450,000円
	老人扶養親族		昭和29年1月1日以前生まれの人	380,000円
	同居老親等扶養親族		昭和29年1月1日以前生まれの(祖)父母等で同居している人	450,000円
	注：16歳未満(平成20年1月2日～令和5年12月31日生まれ)の人および同一生計配偶者(8ページ中の※4)は扶養控除の対象外ですが、扶養親族には該当します。			
基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されません。 控除額	左記の表の合計所得金額に応じた基礎控除額を⑧に記入してください。		
	合計所得金額		基礎控除額	
	2,400万円以下		430,000円	
	2,400万円超2,450万円以下		290,000円	
	2,450万円超2,500万円以下		150,000円	
2,500万円超	適用なし			
雑 損 控 除 (災害関連支出金額がわかる領収書や罹災証明書が必要)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者または親族(総所得金額等が48万円以下)が前年中に災害・盗難または横領により住宅・家財・現金など生活に通常必要な資産に損失を受けた場合に受けられる控除です。 控除額 次のうちいずれか多い方の金額 (1) (損失金額－保険金などによる補てん額)－(総所得金額等×10%) (2) 災害関連支出の金額－5万円	損害の原因、損害年月日、損害金額等を⑨に記入し、左記計算式で算出した額を⑩に記入してください。		
医療費控除①と②の併用はできません	① 医療費控除 (医療費控除の明細書、医療費通知が必要) あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合に受けられる控除です。 控除額 (支払った医療費－保険金などによる補てん額) －(総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 ※医療費控除の明細書、保険者から送付される医療費通知(医療費のお知らせ)の原本を添付してください。医療費通知を添付すると、医療費の明細の記入を省略できます。 ※領収書を合計しただけでは、医療費控除は受けられません。 ※医療費控除の明細書に記載した医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要があります。	支払った医療費・補てん金の総額を⑪に記入し、左記計算式で算出した額を⑫に記入してください。		
	② セルフメディケーション税制 (明細書等と一定の取組を行った書類が必要) 健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている居住者が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者または親族のスイッチOTC医薬品の購入費用を支払った場合に受けられる控除です。 控除額 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金などによる補てん額) －1万2千円 ※限度額8万8千円	支払った医薬品の購入費・補てん金の総額を⑬に記入し、左記計算式で算出した額を⑭に記入し、 区分の(口)欄に1と記入 してください。		

※1 控除の判定時期は、前年12月31日の現況によって判断します。ただし、その控除対象配偶者、同一生計配偶者または扶養親族等が前年中に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判断します。

※2 他の納税義務者の扶養親族となっている人、事業専従者、内縁の妻や夫およびその子は控除の対象になりません。

注 本ページおよび7、8ページ中の「合計所得金額」、「総所得金額等」については、3ページ中の「市民税・県民税が課税される人」※1、※2、※4をご覧ください。

税 額 控 除

人的控除額の差額に基づく減額措置 (調整控除)

市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から次の額を控除します。

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合※1

次のいずれか小さい額の 5%(市民税 3%、
県民税 2%)

- ① 人的控除額の差額の合計額
- ② 課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合※1

{人的控除額の差額の合計額 - (課税所得金額 -
200 万円)} × 5%(市民税 3%・県民税 2%)

※この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円

(注) 基礎控除が適用されない合計所得金額 2,500 万
円超の納税者は、調整控除の適用ありません。

【市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額】

配偶者控除・配偶者特別控除は、
納税者本人の合計所得金額が 900 万円以下の場合※2

人的控除の種類		差額	人的控除の種類		差額
特別障害者控除		10 万円	扶養控除	老人	10 万円
普通障害者控除	1 万円	同居老親等		13 万円	
同居特別障害者控除	22 万円	特定		18 万円	
寡婦控除	1 万円	一般		5 万円	
ひとり親控除	旧寡夫該当者	1 万円	勤労学生控除		1 万円
	旧特別寡婦該当者	5 万円	配偶者特別 控除(配偶 者の合計所 得金額)	48 万円超 50 万円未満	5 万円
	未婚のひとり親の うち父である者	1 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円
	未婚のひとり親の うち母である者	5 万円		基礎控除 (合計所得金額 2,500 万円以下)	
配偶者控除(老人)		10 万円			
配偶者控除(一般)		5 万円			

※1 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を合計した金額です。

※2 納税者本人の合計所得金額が 900 万円超の場合の配偶者控除および配偶者特別控除の人的控除の差額は以下の表のとおりです。

【配偶者控除の人的控除額の差額】

	納税者本人の合計所得金額	
	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
人的控除額の差額(一般)	4 万円	2 万円
人的控除額の差額(老人)	6 万円	3 万円

【配偶者特別控除の人的控除額の差額】

	納税者本人の合計所得金額	
	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額		
48 万円超 50 万円未満	4 万円	2 万円
50 万円以上 55 万円未満	2 万円	1 万円

配 当 控 除

申告された配当所得の金額に下記の率をかけた額を所得割額から控除します。ただし、上場株式等の配当所得を分離課税として申告された場合、配当控除の適用はありません。

種 類	課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

前年中の上場株式等の配当や上場株式等の譲渡益から特別徴収(源泉徴収)された市民税額・県民税額を所得割額から控除します。申告書裏面9に特別徴収された額を記入してください。

～上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の申告について～

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等について、税制改正に伴い、令和6年度から個人住民税と所得税で課税方式を一致させることとなったため、異なる課税方式の選択ができなくなりました。

○注意事項

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等について確定申告をすると、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に反映されることがありますので、ご注意ください。

上場株式等の譲渡所得等について申告した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、その適用を受けるためには、毎年連続して、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

税 額 控 除

寄附金税額控除

令和 5 年中に支払った都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金及び三重県県税条例・津市市税条例にて指定する団体への寄附金について、右記の計算方法で算出した額を市民税・県民税の所得割額から控除します。また、都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）がある場合、特例控除額も加算します。東日本大震災や熊本地震に係る義援金等についてふるさと納税の適用を受けることが可能な場合がありますが、地方団体や募金団体が発行した受領書や郵便振替の半券（原本）、募金要綱等の写し等の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。申告書裏面 13 に団体ごとの寄附金額を記入してください。

○ 寄附金税額控除の計算方法

寄附金税額控除額

$$= (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%)$$

※1

特例控除額

$$= (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{前年の所得税の限界税率} \times 1.021)$$

※2

※1 控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の 30% までです。

※2 所得税の限界税率とはその人に適用される所得税の税率の中で最も高いものです。

(注) ふるさと納税の特例控除の限度額は市民税・県民税の調整控除後所得割額の 20% です。

(注) ふるさと納税の特例控除額は市民税と県民税で 3 : 2 に按分します。

(注) 総務大臣の指定を受けていない地方団体に対する寄附金については、特例控除の対象外です。

～ワンストップ特例制度の注意点～

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は寄附先が 5 団体以下で市民税・県民税申告または確定申告の提出をしない方に対して適用される制度です。寄附先が 6 団体以上になった場合や市民税・県民税申告または確定申告を行った場合はワンストップ特例制度の適用がなくなりますので、申告をされる際は必ずワンストップ特例申請を行った分も含めて記載してください。確定申告を行う場合は、第二表下段の「住民税・事業税に関する事項」にも必ず必要事項を記入してください。

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用があった場合に受けられる控除です。

入居日が平成 21 年から令和 7 年までに入居した場合に、次の①・②・限度額の中から、いずれか少ない金額を所得割額から控除します。

控除額 要件

①	所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除することができなかった額
②	<p>居住開始年月日が平成 26 年 3 月 31 日まで→所得税の課税総所得金額等(※1)の額の 5% (上限 97,500 円)</p> <p>居住開始年月日が平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで、かつ消費税率が 8% または 10% →所得税の課税総所得金額等の額の 7% (上限 136,500 円)</p> <p>居住開始年月日が平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに該当し、取得時の消費税率が 8% 以外及び、居住開始年月日が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに該当し、取得時の消費税率が 8%、10% 以外→所得税の課税総所得金額等の額の 5% (上限 97,500 円)</p> <p>居住開始年月日が令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに→所得税の課税総所得金額等の額の 5% (上限 97,500 円) (※2)</p>

限度額（省エネ基準適合条件等の要件によっては、下記の表の控除が適用されない場合があります。）

入居時期	取得時の消費税率	控除限度額	控除期間
平成 19 年・平成 20 年		適用なし	
平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月まで	5%	97,500 円	10 年
平成 26 年 4 月から令和元年 9 月まで	8% 以外	97,500 円	10 年
	8%	136,500 円	10 年
令和元年 10 月から令和 2 年 12 月まで	8%、10% 以外	97,500 円	10 年
	8%	136,500 円	10 年
	10%	136,500 円	13 年
令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月まで	10% 以外	97,500 円	10 年
	10%	136,500 円	13 年
令和 4 年 1 月から令和 5 年 12 月まで	10%	97,500 円	13 年
令和 6 年 1 月から令和 7 年 12 月まで	10%	97,500 円	10 年 ※3

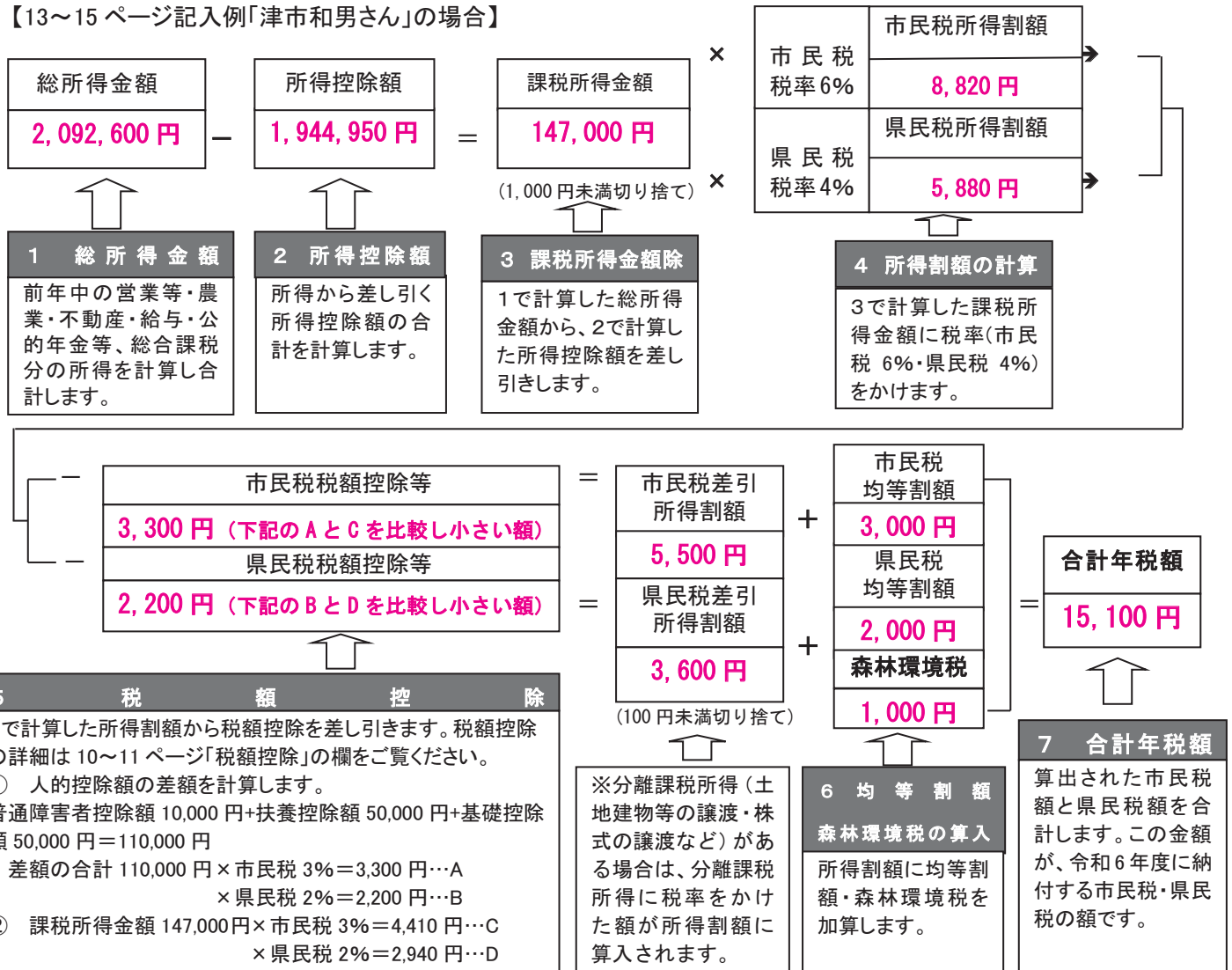
※1 課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を合計した金額です。

※2 令和 4 年中に入居した人のうち、消費税率が 10% に該当する住宅の取得等で、新築の場合は令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで、分譲住宅などの場合は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までに契約が締結された人は、所得税の課税総所得金額等の 7% (136,500 円を限度) の範囲内で控除します。

※3 入居時期が「平成 26 年 4 月から令和元年 9 月まで」に該当し、取得時の消費税率が 8% 以外の人及び、入居時期が「令和元年 10 月から令和 2 年 12 月まで」に該当し、取得時の消費税率が 8%、10% 以外の人については、所得税の課税総所得金額等の額の 5% で控除します。

市民税・県民税の計算の流れ

【13～15 ページ記入例「津市和男さん」の場合】



申告書に添付・提示する書類

	項目等	添付または提示すべき書類	添付または提示
「1 収入金額等」で右の項目を記入した方	給与	給与所得の源泉徴収票(原本又はその写し)	資料貼付用紙などに貼って申告書と一緒に提出してください。
	雑・公的年金等	公的年金等の源泉徴収票(原本又はその写し)など	
	配当	上場株式等に係る配当等については申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた支払通知書や特定口座年間取引報告書	
「4 所得から差し引かれる金額」で右の項目を記入した方	雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書や罹災証明書	資料貼付用紙などに貼って申告書と一緒に提出または提示してください。郵送の場合は、資料貼付用紙などに貼って申告書と一緒に送付してください。 (身体障害者手帳などはコピー可、証明書類は原本です。) ※添付がない場合は控除を無効とすることがありますのでご注意ください。
	医療費控除	医療費控除の明細書や医療費のお知らせ ※オムツ・ストマ用装具については使用証明書等	
	セルフメディケーション税制	スイッチOTC医薬品の購入費の明細書等 一定の取組を行ったことを明らかにする書類	
	社会保険料控除	国民健康保険料等の領収書または控除証明書	
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	
	生命保険料控除	支払額などの控除証明書	
	地震保険料控除	支払額などの控除証明書	
障害者控除	身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害の認定を受けている旨の証明書(障害者控除対象者認定書)		
「13 寄附金控除に関する事項」に記入した方		寄附金の受領証等	

申告書の記入例

(宛先) 津市長

令和6年度分 市民税・県民税 申告書

住所・氏名・生年月日、マイナンバーは必ず記入してください。代理で申告する場合は、代理人欄にも記入してください。

住所	津市西丸之内23番1号		
フリガナ	ツシ カズオ		
名前	津市 和男		
職業	パート		
電話番号	059-229-3130		
人番号	1	2	3
人番号	4	5	6
人番号	7	8	9
人番号	0	9	8
生年月日	明・大(昭)・平・令 22年 2月 2日		

7~9 ページの「所得から差し引かれる金額(所得控除額)」を参考に記入してください。

4~6 ページ「所得の種類」を参考に記入してください。

代理人の場合	住所	氏名	連絡先
--------	----	----	-----

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

A 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	国民健康保険	162,400		
	介護保険	85,350		
	国民年金	176,700		
	合計	424,450		
B 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	14,000			
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
			60,000	
C 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
	24,000		37,000	
D 障害者控除	氏名	津市一美	障害の程度	3級
	氏名		障害の程度	

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
	農	業	イ	8,000,000	
	不動産	ウ			
	利	子	エ		
	配	当	オ		
	給	与	カ	13,000,000	
	雑	業	キ	21,046,000	
	雑	業	ク		
	雑	業	ケ		
	雑	業	コ		
2 所得金額	事業	営業等	①		
	農	業	②	43,800,000	
	不動産	③			
	利	子	④		
	配	当	⑤		
	給	与	⑥	16,500,000	
	雑	業	⑦	1,004,600	
	雑	業	⑧		
	雑	業	⑨		
	雑	業	⑩		
合計	(7)+(8)+(9)	⑪			
総合譲渡・一時		⑫	2,092,600		

前年中(令和5年1月1日から12月31日)に所得のなかった方

1	下記の人から扶養、援助を受けていた。(住所)
2	学生であった。(学校名)
3	障害年金・遺族年金・雇用保険で生活していた。
4	貯金・蓄えて生活していた。
5	病気療養中であった。
6	その他(令和5年1月1日から12月31日までの生活状況)

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

受付印

月 日 提出

市申非差送

検査 入力

扶養親族は全てa~cの欄に記入してください。ただし、源泉徴収票に記載されている扶養親族内容に変更がない場合は、下段のdの欄にチェックを入れることで記入が省略できます。いずれにも記入がない場合は、扶養親族なしとして判断させていただきます。

a	配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	円		
	津市和子	明・大(昭)・平・令 23.3.3	860,000			
b	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	控除額	万円
	津市一美	明・大(昭)・平・令 55.5.5	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	子	33	
c	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	控除額	万円
	津市二郎	平・令 20.1.11	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	子		
d	源泉徴収票の扶養親族の内容のとおり		扶養控除額の合計		33 万円	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面14に氏名・住所を記入してください。

F 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	
G 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補てんされる金額	円
	368,000		170,000	

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	424,450
	小規模企業共済等掛金控除	14	
	生命保険料控除	15	50,500
	地震保険料控除	16	22,000
	寡婦、ひとり親控除	17	
	勤労学生、障害者控除	18~19	26,000
	配偶者控除	20	
	配偶者特別控除	21	3,300,000
	扶養控除	22	3,300,000
	基礎控除	23	4,300,000
⑬から⑳までの計	24	1,846,950	
雑損控除	25		
医療費控除	26	98,000	
合計	(24)+(25)+(26)	27	1,944,950

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

提出	番号確認	身元確認	代理権確認
本・代	済	未	済
確認日	確認印	提示・添付 その他(本庁) 端末(本庁)	提示・添付 その他(本庁) 通知(本庁)
		備考	

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。分離課税に係る所得等のある方は、津市役所市民税課に備え付けてあります「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を御請求ください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

【営業等・農業・不動産所得がある場合】

15 ページ「事業所得等がある場合の申告書裏面の記入例」も参考にしてください。

支払を受ける者	住所又は居所	津市西丸之内23番1号		(受給者番号)	
	(氏名)				
	氏名 (フリガナ)	ツシ カズオ 津市 和男			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与	1 300 000	7 50 000	1 510 000	0	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
有	380 000	特定	老人	1	1
無		その他			
			1		1
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
				住宅借入金等特別控除の額	

【給与収入がある場合】

給与収入金額は、事業所から発行される源泉徴収票でご確認ください。

2カ所以上から給与を受けている場合は合計金額を記入し ※給与所得の源泉徴収票がない場合は、給与収入金額を支給明細書などで確認のうえ申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入し、そこで算出した「年間収入金額」を申告書表面に記入してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ツシ カズオ 氏名 津市 和子	区分	配偶者の合計所得	円 860,000	円 国民年金保険料等の金額	円 日長障害者保険料の金額
	(フリガナ) ツシ カズミ 氏名 津市 一美	区分			円 基礎控除の額	円 所得金額調整控除額
	(フリガナ) ツシ シロウ 氏名 津市 二郎	区分				

氏名	昭和	退職者	種別	その他	婚姻	あり	方学生	就職	退職	年月日	元号	年月日
											昭和	22 2 2
支払者	個人番号又は法人番号	(右節で記載してください。)										
	住所(居所)又は所在地	津市西丸之内〇〇番〇号										
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇 (電話) 000-0000										

【公的年金収入がある場合】

公的年金等の収入金額は、日本年金機構などから発行される源泉徴収票で確認してください。

2カ所以上から年金を受けている場合は、合算し合計金額を記入してください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	津市西丸之内23番1号		生年月日	昭和22年2月2日		年金の種類
	(フリガナ)	ツシ カズオ					
	氏名	津市 和男					
区分	支払金額			源泉徴収税額			
所得税法第203条の2第1号・第4号適用分	2, 104, 600円			0円			
所得税法第203条の2第2号・第5号適用分	円			円			
所得税法第203条の2第3号・第6号適用分	円			円			
所得税法第203条の2第7号適用分	円			円			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等 (ひとり親 障害)	控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別 障害者	一般	老人	特定	老人	その他	1人	85, 350円
源泉控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	(備考)				
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	社会保険料の内訳				
	(フリガナ) 氏名	区分	介護保険料 85, 350円				
特別 16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分					
	(フリガナ) 氏名	区分					
支払者	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
	東京都港区西新橋×丁目	〇番地					
	独立行政法人	〇〇年金基金		電話番号: 000-0000			

「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料は、市から送付される介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の領収済通知書等に記載されている特別徴収納付済額（年金からの引き落とし）と同じものですので重複して記入しないでください。

★扶養親族がある場合は、氏名、生年月日、マイナンバーを記入してください。

(注) 16歳未満の扶養親族および同一生計配偶者（8 ページ中の※4）については控除対象外ですが、扶養親族数には算入されます。

(注) 複数の人が同じ人を重複して扶養親族にすることはできません。

事業所得等がある場合の申告書裏面の記入例

【農業所得のある「津市和男さん」（13～15 ページ記入例）の場合】

11 事業・農業・不動産所得計算表 職種・業種（農業） 収支計算期間 令和5年 1 月 1 日～令和5年 12 月 31 日
 事業・農業・不動産のうち、二種類以上申告する方は、一種類は下記計算表に、二種類目からは別用紙に記入してください。

科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
収入金額	売上(収入)金額① <u>700,000</u> 円	経費	給料賃金⑪	経費	接待交際費⑳	経費	動力光熱費㉑
	家事消費② <u>100,000</u>		減価償却費⑫ <u>300,000</u>		損害保険料㉒		作業用衣料費㉓
	その他の収入③		地代家賃⑬		修繕費㉔ <u>5,000</u>		土地改良費㉕ <u>5,000</u>
	計(①+②+③)④ <u>800,000</u>		利子割引料⑭		消耗品費㉖		
売上原価	期首商品棚卸高⑤	租税公課⑮ <u>18,500</u>	種苗費㉗ <u>10,500</u>	雑費㉘ <u>13,550</u>			
	仕入金額⑥	荷造運賃⑯	肥料費㉙ <u>4,200</u>	経費計(⑪～㉘)⑳ <u>362,000</u>			
	小計(⑤+⑥)⑦	水道光熱費⑰	飼料費㉚		差引所得金額(⑩-㉙)㉑ <u>438,000</u>		
	期末商品棚卸高⑧	旅費交通費⑱	農具費㉛ <u>2,100</u>	専従者控除額㉒			
	差引原価(⑦-⑧)⑨	通信費⑲	農薬・衛生費㉜ <u>3,150</u>	青色申告特別控除額㉓			
	差引金額(④-⑨)⑩ <u>800,000</u>	広告宣伝費㉚	諸材料費㉝	所得金額(㉑-㉒-㉓)㉔ <u>438,000</u>			

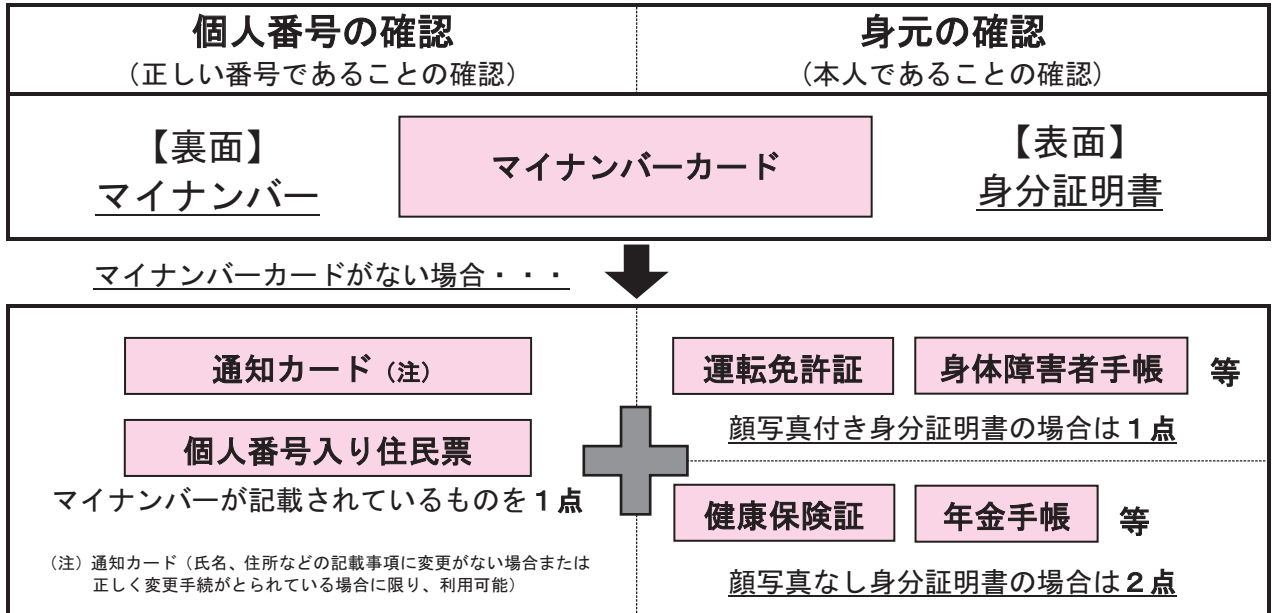
「11 事業・農業・不動産所得計算表」の記入について

収入金額	①売上(収入)金額	前年中の売上(収入)金額や賃貸料の収入金額などを記入してください。売掛金や滞納家賃なども含めて計算します。
	②家事消費	農作物(飯米等)や商品などについて、前年中に家庭で消費した分や親戚・知人への贈答した分がある場合には、これらも収入とみなされます。これらを通常の販売価格で販売したと仮定して収入金額を計算し、その額をこの欄に記入してください。
	③その他の収入	上記①②以外の雑収入の金額および不動産所得の場合は礼金・権利金・更新料などの収入金額を記入してください。
売上原価	⑤期首商品棚卸高	前年1月1日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。
	⑥仕入金額	前年中の商品などの仕入金額を記入してください。
	⑧期末商品棚卸高	前年12月31日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。
⑪～㉘ 経費		前年中に支出した(または支出することが確定した)経費を⑪～㉘の項目別(該当する項目がない場合は㉑)にその経費の名称と金額を記入)に集計し、該当欄にその金額を記入してください。
㉒ 事業専従者控除 ※配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除との重複適用はできません。		あなたと生計を一にしている配偶者や前年12月31日現在15歳以上の親族で、あなたが営む事業に従事した期間が1年を通じて6か月を超える人を、事業専従者として控除することができます。控除額は、次の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれか少ない方の金額です。 (Ⅰ)専従者が配偶者であるとき 860,000円 (Ⅱ)営業等所得+農業所得+不動産所得+山林所得 専従者がその他の親族であるとき 500,000円 事業専従者の数+1 算出された控除額を㉒に記入し、あわせて「12 事業専従者に関する事項」に氏名、続柄、生年月日、従事月数、専従者控除額、マイナンバーを記入してください。

申告書に申告者の「本人確認書類」を添付してください！

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、マイナンバーの不正使用やなりすまし防止の確認のために、申告者の「本人確認書類」が必要です。

下図の組み合わせの原本の提示または書類の写しを申告書に添付してください。



申告書の提出方法

所得税の確定申告書

国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) で作成できます。
「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

市民税・県民税申告書

添付書類を添えて郵送での提出にご協力ください。

郵送先

〒514-8611
三重県津市西丸之内23番1号
津市役所 市民税課 宛
—申告書在中—



お問い合わせ先

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市政策財務部市民税課市民税担当

電話 (059) 229-3130

久居総合支所市民課

(059) 255-8824

香良洲総合支所市民福祉課

(059) 292-4301

河芸総合支所市民福祉課

(059) 244-1702

一志総合支所市民福祉課

(059) 293-3002

芸濃総合支所市民福祉課

(059) 266-2513

白山総合支所市民福祉課

(059) 262-7013

美里総合支所市民福祉課

(059) 279-8113

美杉総合支所市民福祉課

(059) 272-8083

安濃総合支所市民福祉課

(059) 268-5514